

ゆとりある良好な環境
の形成をめざして

国道150号沿道 地区計画

- 建築物等の用途の制限
- 建ぺい率の最高限度

磐田市 建設部 都市計画課

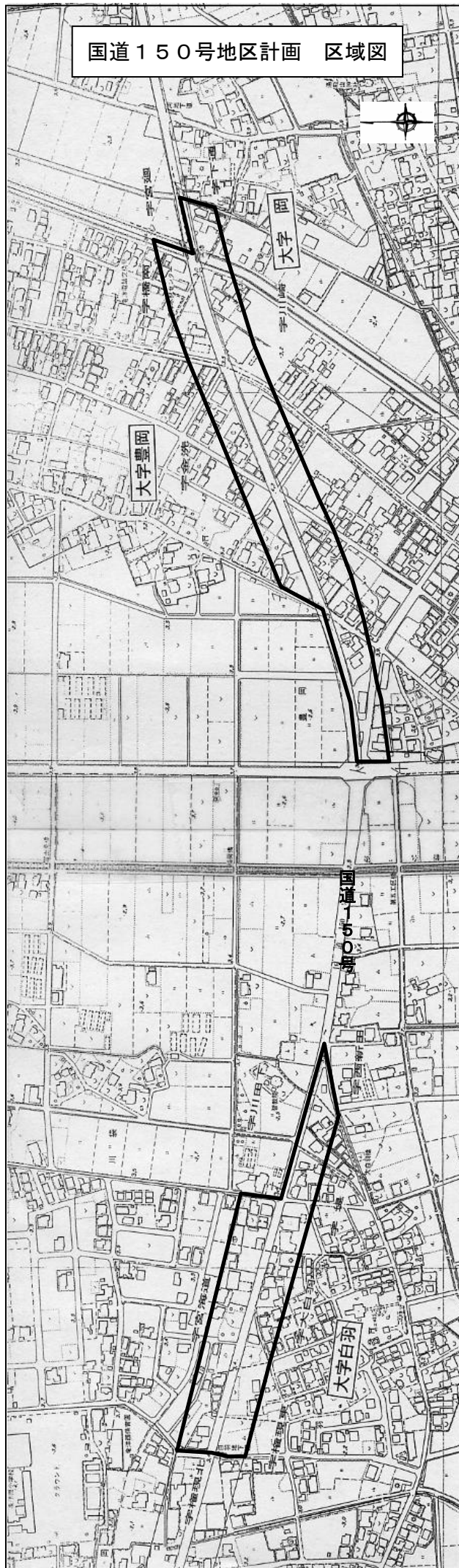
磐田市都市計画地区計画の決定

都市計画国道 150 号沿道地区計画を次のように決定する。

名	称	国道 150 号沿道地区計画
位	置	磐田市白羽字西新田、字川田下、字堤、字宮街道、 字大白羽、字権現東、字権現北、 豊岡字金洗、 岡字橋南、字川崎 の各一部
面	積	約 6. 4 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、国道 150 号沿道沿いであり、今後、商業施設 の集積が見込まれることから、地区計画を設定すること により、沿道商業地としてゆとりある良好な環境の形成を 図ることを目標とする。
	土地利用の方針	沿道商業地として生活に必要な利便施設が立地できる地 区とするとともに、周辺住宅地と調和のとれた沿道商業環 境を実現する。
	地区施設の整備方針	国道 150 号の整備により、商業の利便性を向上させる。 魅力・快適性のある歩行空間を形成する。
	建築物等の整備の方針	良好な商業地として環境を形成するため、建築物の用途 及び建築物の建築面積の敷地に対する割合の最高限度の制 限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 倉庫業倉庫 (2) 政令（令第 130 条の 7）で定める規模の畜舎 (3) 建築基準法別表第 2（ほ）項第 2 号に掲げるもの（但 し、ぱちんこ屋を除く。） (4) 建築基準法別表第 2（と）項第 4 号に掲げるもの
	建築物の用途の制限	10分の6

「区域は、計画図表示のとおり」

国道150号地区計画 区域図



●建築物等の届出について

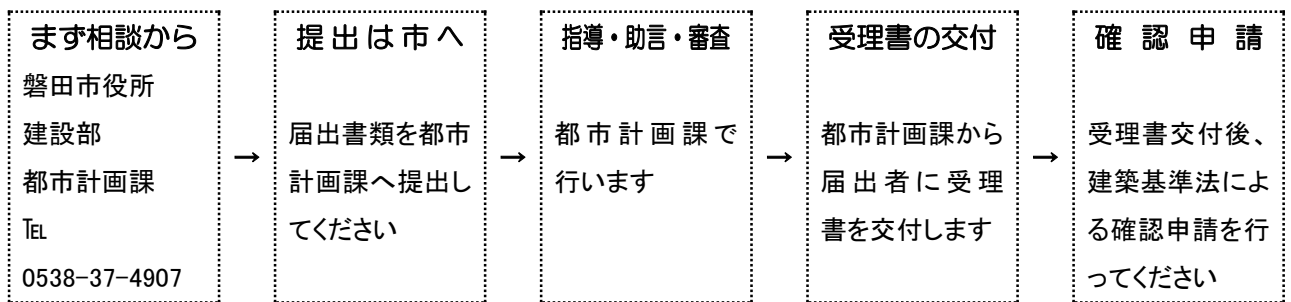
届出の対象は

国道150号沿道地区計画区域内で、建築物の新築、改築、増築及び移転を行う場合に届出が必要です。

届出日は

行為に着手する30日前までに、建築確認申請を要する行為の場合は、建築確認申請前に届けてください。

手続きフロー



行為着手の30日前

届出書類

届出に必要な書類は、「地区計画の区域内における行為の届出書」の他、下記に示す「設計図書」を添付してください。(各1部)

図面名	縮尺	備考
案内図	1/2, 500以上	方位及び目標となる地物を明示する
配置図	1/300以上	
平面図	1/200以上	
立面図	1/200以上	

(届出書を表紙とし、添付図面はA4サイズに折り、左綴じにして提出してください。)

※詳しくは下記都市計画課までお問い合わせください。

磐田市国府台3番地1 磐田市役所 西庁舎2階
都市計画課 TEL0538-37-4907